松浦市監査委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果 を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年11月27日

松浦市監査委員 丸田 久永 松浦市監査委員 川下 高広

監查結果報告

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 税務課
- 3 監査の期間 令和2年11月2日から18日間

4 監査の範囲及び方法

令和2年度(令和2年9月末まで)の財務に関する事務の執行等が法令等に基づき適正 かつ効率的に行われているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基 づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取を行うなどの方 法により監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 庶務・文書管理事務は適正か。

6 監査の結果

1 総括

今回の監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり一部是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した是正又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、軽易な事項として口頭注意し、記載を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 収入事務

【検討事項】

郵便により請求された税務諸証明にかかる手数料分の定額小為替8,050円分がレジに保管されていた。聞き取りにより、郵便局に換金に行く周期等は決められていないようであった。長期間レジに保管するべきものではないと思われることから、定額小為替の取扱い(換金時期等)にかかるマニュアル整備を検討されたい。また、会計課より借用している窓口用釣銭の額についても妥当かどうか検討されたい。

(2) 支出事務

【指摘事項】

会計年度任用職員の旅費について、費用弁償ではなく、普通旅費で支出していた。 松浦市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第6条の規定に基づき処理されたい。

(3) 契約事務

【指摘事項】

年度開始前の見積執行について

新年度の初日から開始される業務委託契約に係る見積もり合わせが、旧年度でなされていたものがあった。契約の準備行為としての見積書徴取は差し支えないが、見積り合わせは、地方自治法第232条の3で定める支出負担行為の一連の手続きであり、予算執行に含まれると解されていることから、新年度において事務処理を行われたい。

(4) 庶務・文書管理事務

【指摘事項】

納税組合解散届及び納税組合員等異動届について、係員のみの供覧で処理されていたが、松浦市納税組合育成奨励金交付規則第8条において、解散等は市長にその旨を届け出なければならないと規定されている。松浦市事務決裁規程に基づき適正に処理されたい。

【指導事項】

被服貸与簿について

今年度他課へ異動した職員の貸与品について、異動先が貸与を受けない職であるにもかかわらず、移管処理をしていた。松浦市職員被服貸与規程第4条第2項の規定に基づき処理されたい。

(5) その他

【指導事項】

ア 固定資産税の減免処理について

自治公民館やその敷地などの固定資産税の減免について、新規案件については減免の決裁文書があったが、継続案件についてはなかった。内規において翌年度以降の申請を必要としないとされているが、継続案件についても用途等を調査、確認のうえ、毎年度減免することの決裁を受け処理されたい。

イ 税務諸証明交付・閲覧申請について

提出された申請書及び委任状について、申請日等が記入されていないものなど 書類上不備のあるものが見られた。

7 措置の通知について

本公表の指摘事項等について、その措置の状況及び結果を令和2年12月16日(水)までに措置通知書により報告されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添資料「監査結果の指摘事項等取扱基準」を 参照されたい。

監査結果の指摘事項等取扱基準

令和2年5月22日 松浦市監査委員事務局

1. 指摘事項(地方自治法第199条第9項)

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めること が適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2)機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項
- 2. 指導事項(地方自治法第199条第9項)

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

- 3. 検討事項(地方自治法第199条第9項) 経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの
- 4. 意見(地方自治法第199条第10項) 組織及び運営の合理化に資するために付するもの 措置状況の報告は求めない。
- 5. 口頭指導(公表の対象外)

指摘事項及び指導事項に該当しない軽微なもの 関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指摘するにとどめる 必要に応じて文書にて監査委員事務局長名で所属長あて通知することができる。 措置状況の報告は求めない。

(参考条文)

地方自治法

第199条第9項

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。